

第 140 回珠算電実務検定試験・第 90 回簿記実務検定試験・第 64 回ビジネス文書実務検定試験
新型コロナウイルス感染拡大に伴う、試験場校における受験申込規定人数について（事務連絡）

該当の検定試験については、試験場校における受験申込者数の規定人数をなくし、15 名未満であっても試験場校として認めることとします。詳細は以下のとおりです。

1 該当検定試験

- ・ 第 140 回珠算・電卓実務検定試験
- ・ 第 90 回簿記実務検定試験
- ・ 第 64 回ビジネス文書実務検定試験

2 試験場校の受験申込規定人数について

(1) 検定委員会委員長が適正な試験が実施できると判断した場合は、**受験申込者数が規定人数の 15 名未満であっても、試験場校として受験申込手続きができる。**

ただし、原則として会員校とする。

(2) 非会員校は、規定どおり、原則 50 名以上の受験申込者数をもって、試験場校として認めることとする。

3 その他

(1) 監督・採点手当の支払いについては、規定どおりとする。